

最高人民法院による改正後専利法の 学習及び徹底に関する通知

2009年9月27日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

最高人民法院による改正後専利法の学習及び徹底に関する通知

法発（2009）49号

二〇〇九年九月二十七日

各省、自治区、直轄市の高級人民法院、解放軍軍事法院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院各位：

『全国人民代表大会常務委員会「中華人民共和国専利法」改正に関する決定』は、2008年12月27日、第十一期全国人民代表大会常務委員会第六回会議にて採決され、2009年10月1日より施行された。改正後専利法の徹底的な実施を保証することを目的として、関連する問題について以下のとおり通知する。

一、改正後専利法を真摯に学習し、その業務を貫徹する。改正後専利法においては専利授権の条件が適切に調整され、意匠権者に対する「販売の申し出」権の付与、専利権侵害の損害賠償責任の強化が規定され、訴訟前の証拠保全措置及び既存技術及び既存設計による抗弁事由等の明確な規定が行われている。これは自主イノベーションの奨励と科学技術の進歩、社会経済の発展促進にとって極めて重要な意義を持つ、わが国の専利制度の発展過程における重要な段階である。各級人民法院は、専利法改正の重大な意義を十分に認識し、改正後専利法の学習及びその業務の貫徹を重視し、人民法院の実情をふまえて、学習及び徹底に関する具体的計画及び措置を制定し、新しい立法精神をよく理解し、改正後専利法の徹底的な実施のための良好な基礎を築かねばならない。

二、人民法院が専利権侵害をめぐる紛争案件を審理する際、2009年10月1日以前に提訴された専利権侵害行為には改正前の専利法が適用され、2009年10月1日以降に提訴された専利権侵害行為には改正後専利法が適用される。また、2009年10月1日以前に発生した侵害行為が2009年10月1日以降まで継続するとして訴えられた専利権侵害行為については、改正前、改正後の専利法に基づき、侵害者は全ての賠償責任を負わなければならない、改正後専利法を適用して賠償金額の確定が行われる。

三、提訴された専利権侵害行為が2009年10月1日以前に発生した行為で、当事者は2009年10月1日以降に人民法院に対して関連行為の差止め命令措置の採用、及び証拠保全の申し立てを行う場合、改正後専利法が適用される。

四、人民法院が改正後専利法を適用して専利紛争案件を審理する際、『最高人民法院の起訴前における専利権侵害行為差止めの法律適用問題に関する若干の規定』及び『最高人民法院の専利紛争案件審理における法律適用問題に関する若干の規定』が、改正後専利法に抵触する場合、これらの規定は適用されない。

五、各級人民法院は、改正後専利法を適用する過程において、たえず経験を総括しなければならない。問題に直面した場合は、真摯に検討して意見を提出し、直ちに最高人民法院に報告して指示を仰ぎ、改正後専利法の確実かつ徹底した実施を保証しなければならない。

以上